

糸満市市民活動支援センター運営委託業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、糸満市における協働のまちづくりを推進する目的により設置された糸満市市民活動支援センター（以下「センター」という）の運営業務に取り組むこととする。センターの役割及び事業は、NPO や公益的活動をする個人、団体等の活動支援を役割とし、糸満市の協働のまちづくりを推進する事業を担うため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務名

糸満市市民活動支援センター運営委託業務

(2) 委託上限金額

8,396,000 円（消費税込および地方消費税を含む）

※令和 2 年 3 月議会において予算承認された時に限り優先候補者と契約をする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 沖縄県内に本店又は支店及び営業拠点を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び糸満市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。

(6) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

(7) 本業務と類似業務を受託又は自ら実施した実績があること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式1）
- ②提出期限 令和2年3月10日（火）17:15（必着）
- ③提出方法 電子メールにて提出（※電話、口頭による照会対応は行わない。）
- ④宛 先 市民生活環境課 smsi@city.itoman.lg.jp

(2) 質問に対する回答

- ①回 答 令和2年3月12日（木）までに質問者へメールにて回答
- ②そ の 他 市のHPにて全質問及び回答内容を公表

5. 応募方法

(1) 参加申込み

- ①申込期間 令和2年3月4日（水）～令和2年3月13日（金）
- ②提出書類 様式2
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 下記参照

(2) 企画提案

- ①提出期限 令和2年3月19日（木）
- ②提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式3	7部
2	受託業務実績	様式4	7部
3	企画提案書	様式5	7部
4	見積書	様式6	7部
5	業務実施体制	様式7	7部
6	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	3ヶ月以内に発行されたものの写し	1部
7	定款	写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税） の未納のない証明書	1部

- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 下記参照

6. 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

糸満市市民活動支援センター運営委託業務プロポーザル選定委員会において、審査基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、優先候補者の順位を決定する。

なお、応募が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。

(2) プレゼンテーション審査

- ①日 時 令和2年3月26日(木)
※時間については、後日連絡する。
- ②会 場 糸満市役所 3・b会議室

(3) プレゼンテーション実施方法

- ① 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を30分(説明20分、質疑10分)以内とする。
- ② 1事業者につき、最大3名までの入室を認める。
- ③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。
- ④ パソコン、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(4) 審査基準(100点満点)

- ①会社概要・受託業務実績(10点)
 - ◎過去5年間における類似業務実績等
- ②企画提案内容(50点)
 - ◎事業目的に関する独創性及び実現性
 - ◎仕様書で示した業務内容及び地域性の理解度等
- ③業務執行体制(20点)
 - ◎業務を遂行するうえでの確な体制及び管理手法
- ④妥当性(10点)
 - ◎見積金額に節減努力など積算金額の妥当性
- ⑤プレゼンテーション(10点)
 - ◎企画提案に関する説明能力及びコミュニケーション能力

7. スケジュール

	項目	期日等
1	公募内容の公表(市ホームページ)	令和2年3月4日(水)
2	質問の提出期限	令和2年3月10日(火)まで
3	質問に対する回答	令和2年3月12日(木)まで回答
4	参加申込書の提出	令和2年3月13日(金)必着
5	企画提案書等の提出	令和2年3月19日(木)必着
6	プレゼンテーションの審査	令和2年3月26日(木)
7	審査結果の通知	令和2年3月30日(月)までに通知
8	委託契約	令和2年4月1日(水)を予定

8. 審査結果の通知

審査結果については、優先候補者を決定した後、令和2年3月30日(月)までに各提案事業者に対して文書にて通知する。

9. 受託事業者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

10. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

11. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (5) 提案者は、本業務の応募をするにあたり、糸満市情報公開条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとする。

12. 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所2階
市民健康部 市民生活環境課 (担当:新垣)

TEL: 098-840-8123 FAX: 098-840-8155

Email: smsi@city.itoman.lg.jp

受付時間 平日の9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)